

議案第 4 6 号

東郷町廃棄物等持ち去り防止に関する条例の制定について

東郷町廃棄物等持ち去り防止に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、廃棄物等の持ち去りを防止するため、必要があるからである。

東郷町廃棄物等持ち去り防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町と町民等が協働で行う資源物の適正な回収を維持するため、本町で収集する廃棄物等の持ち去りを防止し、もって良好な循環型社会の形成の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に掲げる一般廃棄物のうち、資源として利用することができるものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 町民等 本町に居住する者若しくは活動する団体又は個人をいう。

(収集又は運搬の禁止)

第3条 町及び町長が指定する者以外の者は、町が指定する集積場所に排出された廃棄物等を収集又は運搬をしてはならない。

- 2 町長は、前項の規定に違反した行為をした者（以下「違反行為者」という。）に対し、当該行為をしないよう命ずることができる。

(通報及び調査)

第4条 町民等は、前条第1項の規定に違反する状況を目撃し、その違反行為者を特定できる場合は、その旨を町長に通報するよう努めるものとする。

- 2 町長は、前項の規定による通報があった場合は、必要な調査を行うものとする。

(関係機関への協力)

第5条 町は、第3条第1項の規定を遵守させるため、必要に応じて関係機関に協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 第3条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処

する。

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合は、違反行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項、第7条及び第8条の規定は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

議案の概要

1 制定理由

町民等が町の指定する集積場所に排出した廃棄物等の持ち去りを防止するため、必要があるからである。

2 制定内容

- (1) 町及び町長が指定する者以外の者は、町が指定する集積場所に排出された廃棄物等を収集又は運搬してはならないこと。（第3条第1項関係）
- (2) (1)の違反行為者に、違反行為をしないよう命ずることができること。（第3条第2項関係）
- (3) 町民等は、違反行為を目撃し、その者が特定できる場合は、通報するよう努めること。（第4条第1項関係）
- (4) 町は、必要に応じて関係機関に協力を求めることができること。（第5条関係）
- (5) (2)の命令の違反者は、20万円以下の罰金を処すること。（第7条関係）
- (6) 法人等の組織による違反行為は、その法人等にも罰金刑を科すること。（第8条関係）
- (7) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

- (1) (2)を除く規定は、公布の日から施行すること。
- (2) 第3条第2項、第7条及び第8条の規定は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。